第8期 楢葉町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

概要版

1 計画策定の必要性と目的

わが国の高齢化は、引き続き急速に進んでおり、総人口に占める高齢者(65歳以上)の割合(高齢化率)は、ピーク時(令和24年)には3,935万人になると推計されています。地域社会の存続への危機感が強まる中、人口減少を乗り越えていく上で、社会保障や産業などの領域を超えてつながり、地域社会全体を支えていくことが今まで以上に重要になっています。

地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続を確保することにも配慮し、サービスを必要とする方に適切なサービスが提供されるよう、住民同士による支え合い活動の推進も求められるようになりました。さらに、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、近年様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする状況がみられ、対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。

楢葉町でも、平成27年9月5日、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故による避難指示が解除され、町内居住者数も4,000人(令和２年10月末現在)を超えましたが長期避難により、町の人口構成や家族構成など、町民を取り巻く生活環境や生活スタイルは震災前に比べると著しく変化しています。

このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が不可欠です。

そこで、本計画は、震災から10年を迎える状況下の楢葉町において必要な施策が切れ目なく推進していくことを目指し策定します。

2 計画の期間

第８期楢葉町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の期間は、令和３年度から令和５年度までの３年間とします。なお、団塊の世代全員が後期高齢者となる2025年(令和７年)や団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年には少子高齢・人口減少が一層深刻化することが予想されており、2025年と2040年を意識した計画づくりに努め必要に応じて点検・見直しを行います。

〈計画期間〉

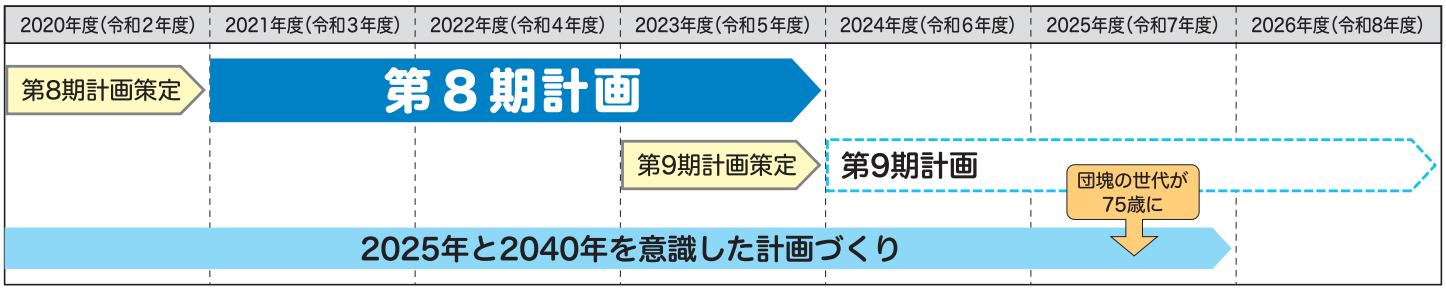

3 推計人口と要支援・要介護認定者の推計

国(厚生労働省)が示した人口推計表から、令和３年は6,581人、令和４年は6,458人、令和５年は6,335人と推計されます。その後、2025年(令和７年)は6,094人、その15年後の2040年は4,378人と推計されます。

計画期間の高齢者人口は微増し、令和５年には2,300人を超え、高齢化率は36%台と見込まれます。

〈高齢者人口の推計と要支援・要介護認定者数の推計〉

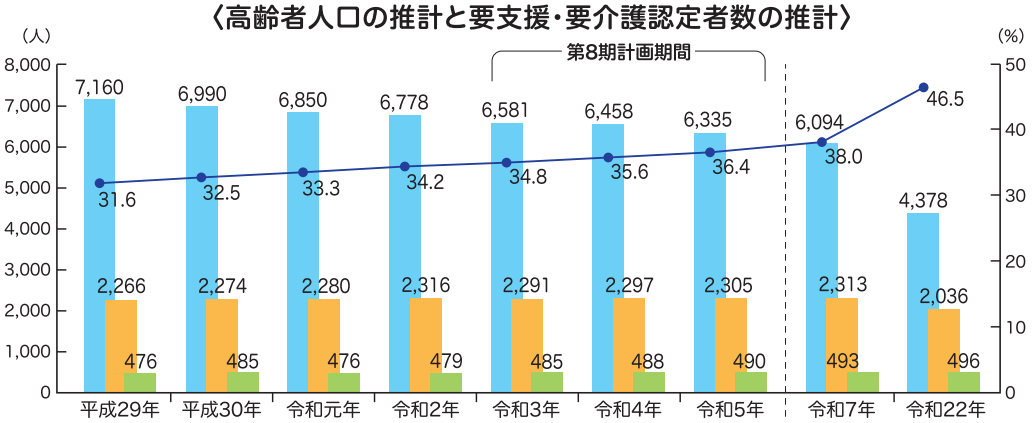

※令和２年までは住民基本台帳9月末現在
※令和３年以降は推計高齢者人
※前期高齢者は65歳～74歳
※後期高齢者は75歳以上
※令和２年までは介護保険事業状況報告９月末現在、令和３年以降は推計
※認定率は住民基本台帳の高齢者数に占める要支援・要介護認定者割合で、認定者には第２号被保険者を含む。

楢 葉 町

4 施策の体系

基本理念（第4次地域福祉計画と共通）	基本目標（第4次地域福祉計画と共通）	重点施策（第3期障がい者計画と共通）	基本施策	整合性の有無 地	障	子	健	地活
みんなで支え合い幸せを実感できるまち 健康で生きがいをもちつながりを感じて暮らせるまち	みんなで助け合い支え合う仕組みがあるまちづくり	誰もが相談できる支援体制の強化・充実	（１）総合相談窓口の設置	●	●		●	●
			（２）地域包括支援センターの強化	●	●		●	●
		誰もが支援を選択し利用できる支援体制の強化	（３）地域共生ケア会議の強化・充実	●	●	●	●	●
			（４）在宅生活を支えるサービスの充実	●	●	●	●	●
			（５）法人間の協働・連携	●	●			●
			（６）権利擁護の推進	●	●	●	●	●
			（７）福祉施設・サービス等の多目的活用の構築	●	●			●
			（８）介護予防・健康づくりの充実・推進	●	●		●	●
			（９）認知症に関する支援体制の強化					●
	みんなが参加しやすくつながりが持てるまちづくり	誰もが活動・参加できる機会の充実	(10) ワーキンググループの発展的活用	●	●	●	●	●
			(11) ボランティア体験から福祉人材の開発	●	●			●
			(12) 誰もが参加しやすい集いの場の推進	●	●	●	●	●
			(13) ボランティア活動の推進・強化	●	●			●
	みんなが安心して共に暮らせるまちづくり	つながりが持てる地域づくり	(14) 地域包括ケアシステムの強化	●	●	●	●	●
			(15) 在宅医療介護福祉連携の推進	●	●		●	●
			(16) 支え合い活動（見守り）の創出	●	●	●	●	●
			(17) 支え合い町づくり推進機能の仕組みづくり	●	●	●	●	●
			(18) 災害や感染症対策に係る体制整備	●	●	●	●	●

「整合性の有無」について、記載している計画名は以下になります。

◎地：第4次楢葉町地域福祉計画
◎障：第3期障がい計画
◎子：第２期子ども・子育て支援事業計画
◎健：健康づくり推進計画（にこにこ健幸プラン）
◎地活：地域福祉活動計画

5 第８期の所得段階別保険料

段階	対象者	基準所得金額（合計所得）	基準額に対する割合	保険料（円） 年額	月額
第1段階	生保・老齢福祉年金受給	80万円以下	×0.50（×0.30）	42,000（25,200）	3,500（2,100）
第2段階	住民税非課税世帯	120万円以下	×0.75（×0.50）	63,000（42,000）	5,250（3,500）
第3段階	住民税非課税世帯	120万円超	×0.75（×0.70）	63,000（58,800）	5,250（4,900）
第4段階	住民税課税世帯	80万円超	×0.90	75,600	6,300
第5段階	住民税課税世帯で本人非課税	―	×1.00	84,000	7,000
第6段階	住民税本人課税	120万円未満	×1.20	100,800	8,400
第7段階	住民税本人課税	210万円未満	×1.30	109,200	9,100
第8段階	住民税本人課税	320万円未満	×1.50	126,000	10,500
第9段階	住民税本人課税	320万円以上	×1.70	142,800	11,900

※（　）は、保険料の減免付加に係る保険料率

発行年月　令和3年3月
発　　行　楢葉町住民福祉課　介護保険係
〒979-0696　福島県双葉郡楢葉町大字北田字鐘突堂 5番地の6　TEL.0240-25-2111